

となみ芸術文化友の会 会則

(名称)

第1条 この会は、となみ芸術文化友の会といい、事務局を砺波市美術館内に置く。

(目的)

第2条 この会は、芸術文化に関心を持つ人々が集まり、芸術文化の鑑賞を通して教養を高め、感性を磨くとともに、会員相互の親睦を深める。また、砺波市文化会館(以下「文化会館」という。)、砺波市美術館(以下「美術館」という。)の活動を支援することにより、地域の芸術文化の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)鑑賞会などの開催
- (2)文化会館、美術館が行う活動への支援
- (3)交流会の開催
- (4)会報の発行
- (5)その他、この会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 会員は、会の目的に賛同し、所定の会費を納めたものをもって組織する。会員は一般会員、特別会員とする。

(会費)

第5条 会費は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------|-----|----------------|
| (1)一般会員 | 年会費 | 3,000円 |
| (2)特別会員 | 年会費 | (1口あたり)10,000円 |

(経費)

第6条 この会の運営に要する経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(特典)

第7条 会員は、文化会館、美術館が行う事業について、別に定める特典を受けることができる。

(役員)

第8条 この会に次の役員を置く。任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 理 事 | 若干名 |
| (4) 監 事 | 2名 |
| (5) 顧問及び参与 | 若干名 |

(役員を選出)

第8条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において会員の中より選出する。

2 顧問及び参与は、会長が役員会の承認を得て委嘱する。

(役員職務)

第10条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、必要あるときは代行する。
- (3) 理事は、この会の企画、運営にあたる。
- (4) 監事は、この会の事業、会計を監査する。
- (5) 顧問及び参与は、この会の重要事項について会長の諮問に応じる。

(総会)

第11条 総会は、毎年1回開催する。特に必要があると会長が認めるときは、臨時総会を開催することができる。

2 総会は、事業計画及び予算の決定、事業報告及び決算の承認、役員を選任、会則の変更、その他運営に関する事項を審議し、出席者の過半数の同意をもってこれを決する。

(役員会)

第12条 役員会は、必要に応じて会長が招集し、この会の重要な事項について審議し、会務を執行する。

(理事会)

第13条 理事会は、必要に応じて会長が招集し、この会の企画運営にあたり会務を執行する。

(部会)

第14条 この会の目的達成及び事業の円滑な運営のため、部会を設置することができる。

(事務局)

第15条 この会に、事務局を置く。

2 事務局には事務局長を置き、理事から会長が委嘱する。

3 事務局には、事務局長を補佐するため、事務局員を若干名置く。

(会計年度)

第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

付則

- 1 この会則は、平成11年5月9日から施行する。
- 2 この会則は、令和3年5月30日から改正する。